



議案第五五号

三朝町消防団の設置等に関する条例の制定について

三朝町消防団の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年六月諸七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町消防団の設置等に関する条例

(設置)

第一条 消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条及び第十五条第一項の規定に基づき、三朝町に消防団を設置する。

(名称及び区域)

第二条 消防団の名称は、三朝町消防団と称し、その管轄する区域は、三朝町全域とする。

(その他必要事項)

第三条 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する事項は別に条例で定める。

2 町長は、消防団に関するあらゆる条例施行上の必要事項を別に定めることができる。

附

則

1. この条例は、公布の日から施行する。

2. 三朝町消防団条例（昭和二十九年三朝町条例第十九号）は、
廃止する。